

## 南陽市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、行政の円滑な執行を図るため、市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 市政の発展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 前3号以外のもので、市長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の事項について支出することができるものとする。

- (1) 会費・御祝 各種総会、会議、大会、式典、行事等への参加に係る経費
- (2) 慶弔 慶弔等における御祝、香典、供花、供物等、弔慰表意に係る経費
- (3) 見舞金 病児、災害、事故等の見舞いに係る経費
- (4) 協賛金 各種大会、団体等で公益性のあるものへの協賛に係る経費
- (5) 激励金 市の宣伝に功績がある等、市の公益に寄与する個人及び団体等の激励に係る経費
- (6) 交際物品費 市政運営に資する意見交換、折衝、情報収集等の懇談や土産等特産品購入に係る経費
- (7) その他、市政運営において、支出することが適当と認められる経費

(支出額)

第4条 支出額は、社会通念等に照らした額とする。ただし、会費制による祝賀会、懇親会等については、会費相当額を支出するものとする。

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。